空き家・空き地バンクに登録されている
空き家の家財道具の処分等の費用
を助成します。

みやま市空き家家財道具処分等支援事業補助金について

みやま市では、空き家・空き地バンクに登録されている、空き家の家財道具の処分等の費用を補助します。

補助対象物件

みやま市空き家・空き地バンク登録台帳に登録された物件。

補助対象者

市税等を滞納していない者（補助金交付時点）。
暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しない者。
※手続きは、業者に委任可能です。

補助対象経費

①家財道具の処分に要する経費
②家財道具の収集又は運搬に要する経費
③樹木伐採・草刈等に要する経費
④清掃に要する経費
⑤家財道具の分別及び敷地内の移動に係る代行業者への委託料

補助金

補助対象経費総額の 10 分の 10 に相当する額（1,000 円未満は切り捨て）。ただし、20 万円を限度とします。

注意事項

家財道具の処分等を実施する前に申請する必要があります。
同一の補助対象物件に対し、1 回限りとします。
申請は、予算額に達し次第、受付を終了します。
交付決定を受けた年度内に、作業を終了し、実績報告する必要があります。

みやま市役所　都市計画課　住宅政策係
☎ 0944－64－1540

申請フローは裏面へ！

空き家家財道具処分等支援事業補助金　交付手続きフロー

申請者

市

申請書の提出
※注意点
①空き家･空き地バンクへの登録確認
②処分等実施前に申請すること
必要書類
①交付申請書兼誓約書
②見積書の写し
③予定箇所の現況写真

申請書受付
書類審査後、交付及び不交付決定通知を送付。

変更承認申請書を提出
（※当初申請から内容が変わった場合）
必要書類
①変更承認申請書
②変更した内容が分かる見積書の写し
③予定箇所の現況写真

変更承認申請書受付
書類審査後、交付決定変更通知を送付。

工事の実施

実績報告書の提出
工事完了後、速やかに提出すること。
必要書類
①実績報告書
②領収書の写し
③完了後の写真

実績報告書受付
書類審査後、確定通知を送付。

補助金交付請求書の提出
必要書類
①補助金交付請求書

補助金の交付
口座に振り込みます。